

(4) 提案募集の対象外である提案 (3件)

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省	対象とならない理由
2	関西広域連合	広域行政ブロック単位の広域連合は都道府県域を越える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化	広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことから、広域連合の中でも「広域行政ブロック単位の広域連合」(各ブロック知事会構成都道府県に準ずる都道府県及び域内指定都市が加入する広域連合をいう。以下同じ。)は、国が本来果たすべき役割を除き、都道府県域を越える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化を求める。	総務省	本提案は、広域行政ブロック単位の広域連合は都道府県域を超える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化を求める提案であり、地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当しないため、対象外として整理する。
4	関西広域連合	広域連合制度において国の事務・権限の移譲の実現を図る「地方分権特区(仮称)」及び「実証実験要請権」の導入	広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことから、国の事務・権限の移譲の実現を図る具体的手法として、実証実験的に権限移譲を行い、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は権限移譲を行う「地方分権特区(仮称)」の導入を求める。あわせて、実証実験の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、実証実験の実施に同意するものとする「実証実験要請権」の導入を求める。	総務省	本提案は、①国の事務・権限の移譲を実証実験的に導入できる「地方分権特区」の新設、②実証実験の要請を受けた国は支障を立証できない場合は、実施に同意することとする「実証実験要請権」の新設を求めるものであり、地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当しないため、対象外として整理する。
226	兵庫県	訪問看護・訪問介護の安全確保のための報酬加算要件の緩和	同意が得られない場合であっても、市町がその必要性を認めるときには報酬の加算が可能となるよう、利用者等の同意に係る加算要件を緩和すること。	厚生労働省	2名の訪問介護員によるサービス提供を行うことについて、利用者又はその家族等の同意が得られない場合があるといった課題を踏まえ、「介護事業所におけるハラスメント対策推進事業」として地域医療介護総合確保基金を活用し、複数人での訪問を実施する場合に訪問介護員に同行する者への謝金について助成を行うことが可能となっており、現行制度で対応が可能であるため、対象外として整理する。